

要監視項目

要監視項目とは、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質」と定義されています。

平成 5 年 3 月

改正：令和 2 年 5 月 28 日

1 公共用水域

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下	イプロベンホス(IBP)	0.008mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	クロルニトロフェン(CNP)	-----
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下	トルエン	0.6mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下	キシレン	0.4mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下	ニッケル	-----
フェントロチオン(MEP)	0.003mg/L 以下	モリブデン	0.07mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下	アンチモン	0.02mg/L 以下
オキシ銅(有機銅)	0.04mg/L 以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
クロロタロニル(TPN)	0.05mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下	全マンガン	0.2mg/L 以下
EPN	0.006mg/L 以下	ウラン	0.002mg/L 以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008mg/L 以下	PFOS 及び PFOA	0.00005mg/L 以下*
フェノブカルブ(BPMC)	0.03mg/L 以下		

* ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の指針値については暫定とする。また PFOS 及び PFOA の合計値とする。

2 地下水

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下	イプロベンホス(IBP)	0.008mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下	クロルニトロフェン(CNP)	-----
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下	トルエン	0.6mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下	キシレン	0.4mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
フェントロチオン(MEP)	0.003mg/L 以下	ニッケル	-----
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下	モリブデン	0.07mg/L 以下
オキシ銅(有機銅)	0.04mg/L 以下	アンチモン	0.02mg/L 以下
クロロタロニル(TPN)	0.05mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下	全マンガン	0.2mg/L 以下
EPN	0.006mg/L 以下	ウラン	0.002mg/L 以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008mg/L 以下	PFOS 及び PFOA	0.00005mg/L 以下*
フェノブカルブ(BPMC)	0.03mg/L 以下		

* ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の指針値については暫定とする。また PFOS 及び PFOA の合計値とする。